



定期第241号 令和2年9月11日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
561	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
562	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	水産振興課
563	道路の区域を変更する件	道路整備課
564	同	同
565	同	同
566	同	同
567	道路の供用を開始する件	同
568	同	同
569	同	同

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
50	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた施設の名称及び所在地について変更した旨の報告があった件	

徳島県告示第五百六十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
熱間等方圧加圧装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県経営戦略部管財課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日  
令和二年七月三十日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社日進機械徳島支店  
徳島市東沖洲一丁目五番地一〇
- 五 落札金額  
三千九百九十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
令和二年六月十日

徳島県告示第五百六十二号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和二年九月十一日から施行する。

令和二年九月十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

表椿泊加入区の項中

- 4 主としてはえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）
- 6 まき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）
- 7 船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 8 小型定置漁業
- 9 1、4及び8に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

- 4 釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）及び主としてはえ縄を使用して営む（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
- 5 まき網を使用して行う（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上百トン未満のもの）
- 6 船びき網を使用して行う（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
- 7 小型定置漁業
- 8 1、4及び7に掲げる以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

して  
の合  
二十  
とし  
漁業  
トン  
漁業  
トン  
未満  
う漁

に改める。

總  
の  
漁  
船  
の  
満  
下

徳島県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 3	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
同	同	同	同	新	六・九〇・九	一六〇・〇
同	同	同	同	旧	四・四〇・一	一六〇・〇
		吉野川市美郷字中谷三五 番三地从先から 番三地从先まで	三四			

徳島県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
板	船戸切幡上	阿波市阿波町桜ノ岡五三 二番一地从先から 同 五明二二六 番地先まで	同	新	七・八〇一六・一	一 二 三 ・ 八
				旧	四・八〇一一・五	一 二 三 ・ 八

徳島県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 3 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
宮川内牛島 停車場		阿波市土成町宮川内字古 田二三三番五地先から 同 一二七番四地先まで	同	旧	七・三丁一・五	五〇・八
				新	七・三丁八・九	五〇・八

徳島県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 3 5	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
宮川内牛島 停車場		阿波市土成町宮川内字下 り松九一番一地从先から 同 二九番一〇地先まで	同	新	八・二丁一〇・三	二二二・四
				旧	三・三丁九・三	二二二・四



徳島県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
4 3	神山川島	吉野川市美郷字中谷三五番三 地先から 同 三四番三 地先まで	一六〇・〇	令和二年九月十一日

徳島県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 3 5	宮川内牛島 停車場	阿波市土成町宮川内字古田二 三三番五地先から 同 二七番四地先まで	五〇・八	令和二年九月十一日

徳島県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
2 3 5	宮川内牛島 停車場	阿波市土成町宮川内字下り松 九一番一地先から 同 二九番一〇地先まで	二二二・四	令和二年九月十一日

徳島県選挙管理委員会告示第五十号

鳴門市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、次のとおり変更した旨の報告があった。

令和二年九月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝 山 日 出 高

施設の名称		変更事項		変更の内容	
所在地	名称	所在地	名称	変更後	変更前
鳴門市芦余台集会所		鳴門市	鳴門市平和荘集会所	鳴門市芦余台集会所	鳴門市平和荘集会所
鳴門市木津八幡集会所		鳴門市	鳴門市撫養町木津九〇	鳴門市撫養町木津九〇	鳴門市撫養町木津九〇
鳴門市原地集会所		鳴門市	鳴門市撫養町木津字原畑四〇〇の一	鳴門市撫養町木津字原畑四〇〇の一	鳴門市撫養町木津字原畑四〇〇の一
鳴門市里浦南防災センター		鳴門市	鳴門市撫養町木津三八八の一	鳴門市里浦南防災センター	鳴門市撫養町木津三八八の一
		鳴門市	鳴門市撫養町木津字原畑三八八の一	鳴門市里浦南防災センター	鳴門市撫養町木津字原畑三八八の一
鳴門市明神越浦集会所		鳴門市	鳴門市里浦町里浦字惠美寿五の一	鳴門市明神越浦集会所	鳴門市里浦町里浦字惠美寿五の一
		鳴門市	鳴門市里浦町里浦字惠美寿五の六	鳴門市明神越浦集会所	鳴門市里浦町里浦字惠美寿五の六
		鳴門市	鳴門市瀬戸町明神字越浦一三七	鳴門市明神越浦集会所	鳴門市瀬戸町明神字越浦一三七
		鳴門市	鳴門市瀬戸町明神字越浦三三四の七	鳴門市明神越浦集会所	鳴門市瀬戸町明神字越浦三三四の七
鳴門市備前島集会所		鳴門市	鳴門市大津町備前島字荒神ノ越一六四の三	鳴門市備前島集会所	鳴門市大津町備前島字荒神ノ越一六四の三
		鳴門市	鳴門市大津町備前島字荒神ノ越一六四の四	鳴門市備前島集会所	鳴門市大津町備前島字荒神ノ越一六四の四

名称	鳴門市日出集会所		鳴門市里浦北集会所		鳴門市小森集会所		鳴門市牛屋島集会所		鳴門市西條集会所		鳴門市北條集会所		鳴門市大津団地集会所		鳴門市矢倉集会所		鳴門市段関集会所			
	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	名	名	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地				
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		
鳴門市明神西中山菅谷集	鳴門市明神菅谷集会所	鳴門市瀬戸町堂浦字大日出三の三	鳴門市瀬戸町堂浦字日出三の二	鳴門市里浦町里浦字坂田四一五の五	鳴門市里浦町里浦字坂田二三七の一	鳴門市大麻町姫田字東百地一の四	鳴門市大麻町姫田字塩田一四の二	鳴門市大麻町牛屋島字中須一六の三	鳴門市大麻町牛屋島中須一六の三	鳴門市西條集会所	鳴門市西条集会所	鳴門市北條集会所	鳴門市北条集会所	鳴門市大津町矢倉字西の越二の二	鳴門市大津町矢倉字西ノ越二の二	鳴門市大津町矢倉字式ノ越三四の三	鳴門市大津町矢倉字二ノ越三四の三	三 鳴門市大津町段関字西五三の二、五三の	鳴門市大津町段関字東一の二	三

鳴門市堂浦ふれあい会館		会所
名 称		
変更後	変更前	変更後
鳴門市堂浦ふれあい会館	鳴門市旧市民課瀬戸連絡所	鳴門市明神西中山菅谷集会所